

[事案 28-350] その他

・平成 29 年 3 月 29 日 不受理決定

<事案の概要>

保険会社に対し、契約時の説明資料および契約関係書類の写しの提供を求めて申立てのあったもの。

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、当審査会には、個別資料の開示を保険会社に求める権限を有しないため、業務規程第 24 条 1 項 9 号に基づき、申立てを不受理とした。